



(第1面)

許可番号 08820 182566

産業廃棄物処分業許可証

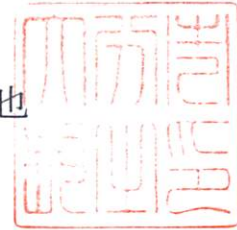
住 所 大分県大分市大字横尾884番地1

氏 名 株式会社和高組

代表取締役 高橋 貴洋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

大分市長 足立 信也



許可の年月日 令和 6年11月26日

許可の有効年月日 令和11年11月25日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。))

事業の区分

中間処理(破碎)

産業廃棄物の種類

木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(以上3種類。ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。))

(1) 施設の種類: 破碎施設(固定式兼移動式)
設置場所: 大分市大字志津留字トギ2664番9
設置年月日: 令和6年10月1日
処理能力: 1,089t/日(8時間/日)
許可年月日: 令和6年8月14日
許可番号: 大分市指令第1549号
種類: 木くず

(2) 施設の種類: 破碎施設(固定式兼移動式)
設置場所: 大分市大字志津留字トギ2664番9
設置年月日: 令和6年10月1日
処理能力: 680t/日(8時間/日)
許可年月日: 令和6年8月14日
許可番号: 大分市指令第1550号
種類: ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(以下第2面へ記載)



3. 許可の条件

破碎施設を移動式として使用する場合、産業廃棄物を排出する現場内に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

あり

(以下余白)